

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000147 永田マンホールポンプ 水中汚水ポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区永田地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した水中汚水ポンプのオーバーホール修繕
相手方	名称	荏原実業株式会社 東北営業所
	代表者	所長 原川 和之
	所在地	宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3番7号 K2小田急ビル3F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000148 小高北部配水池水位計更新工事
	履行場所	南相馬市小高区北鳩原字楢木下地内
	種類	工事
	概要	投込式水位計更新 1台 測定範囲0~3m、電圧DC24V、出力4~20mA
相手方	名称	植田電機株式会社
	代表者	代表取締役 吉田 通
	所在地	いわき市内郷御厩町二丁目29番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>工事施工において、既存設備と更新設備の互換性を要し、施工にはメーカー独自の技術力が必要であり、既設設備を工事施工したメーカー代理店である当該業者しか施行できないことから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000152 原町第一下水処理場 No.2 脱水機インバータ修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区錦町三丁目地内
	種類	工事
	概要	No.2 脱水機駆動機インバータの修繕
相手方	名称	巴工業株式会社 仙台営業所
	代表者	所長 丹藤 嘉昭
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目8番15号 太陽生命仙台ビル
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000155 高松浄化センター No.1 エアレーター修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平地内
	種類	工事
	概要	No.1 エアレーターのサイクロ減速機の修繕
相手方	名称	水ing株式会社 東北支店
	代表者	支店長 風呂 光国
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号 SFI仙台ビル
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。	
	工事等担当課名 { 下水道課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000157 南相馬市博物館汚水ポンプ交換工事
	履行場所	南相馬市博物館（南相馬市原町区牛来字出口地内）
	種類	工事
	概要	南相馬市博物館汚水ポンプ交換工事
相手方	名称	ラサ商事株式会社
	代表者	仙台支店 支店長 松田 一範
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、南相馬市博物館汚水ポンプの設置業者であり、今回の汚水ポンプの交換工事は他の業者では対応が不可能なため、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔文化財課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000196 原町第一下水処理場 No.1 雨水ポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区錦町三丁目地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した雨水ポンプのオーバーホール修繕
相手方	名称	メタウォーター株式会社 東北営業部
	代表者	部長 石崎 寛之
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号(仙台トラストタワー)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、修繕対象の部材が設置業者特有になるため、市内業者での施工は困難である。従って、既存装置の設置業者以外では機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 1 0 0 0 1 9 7 高松浄化センター No.2 エアレーター修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平地内
	種類	工事
	概要	経年劣化したエアレーターのオーバーホール修繕
相手方	名称	水 i n g 株式会社 東北支店
	代表者	支店長 風呂 光国
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号(SFI仙台ビル)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、修繕対象の部材が設置業者特有になるため、市内業者での施工は困難である。従って、既存装置の設置業者以外では機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4281000205 水処理施設修繕(浮田地区)工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	工事
	概要	水処理施設内の曝気配管、消石灰供給装置等が不具合を起こし、通常運転に支障を来しているため、修繕を図る。
相 手 方	名称	三菱マテリアルテクノ株式会社 常磐支店
	代表者	支店長 服部浩之
	所在地	いわき市小名浜字吹松15-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>鹿島区水処理施設内において、曝気配管の劣化、消石灰供給装置、制御盤機器の故障により、通常運転に支障を来しているため、修繕を図る。</p> <p>本工事は当該業者が製造・設置した施設の修繕工事であり、総合試運転調整が必要であるため、設置業者である当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名〔 鹿島区産業建設課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 1 0 0 0 2 1 2 小高川ポンプ場管理事業 河川水位計更新工事
	履行場所	南相馬市小高区大井字観音前地内
	種類	施設機器修繕工事
	概要	小高川ポンプ場 河川水位計更新 1式
相手方	名称	テスコ株式会社
	代表者	代表取締役 小林 千尋
	所在地	東京都千代田区西神田一丁目4番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、増水時に排水ポンプの稼働の有無を判断するための重要な計器を設置する工事である。当該事業者は、小高川ポンプ場の運転業務及び施設管理に熟知しており、本工事においても適切かつ的確な施工が見込まれるとともに、施工期間中の緊急時においても対応が可能である。</p> <p>このことから、既存機器や接続する設備との総合調整及び緊急時の対応が出来うる唯一の事業者である当該事業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 小高区産業建設課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができ
たものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 1 0 0 0 2 1 5 南相馬チャンネル視聴区域拡張工事
	履行場所	情報政策課
	種 類	通信設備工事
	概 要	避難指示が解除された区域における地域の再生、帰還住民のコミュニティの再生及び帰還の加速化を目的とし、南相馬チャンネルによる情報提供が可能となるよう視聴エリアの拡張を行う。小高区に3基、原町区に2基の送信局を新たに設置し、小高区役所の送信アンテナの改修及びセンター設備の整備を行う。
相手方	名 称	株式会社エヌエイチケイアイテック東北支社
	代 表 者	支社長 中村 孝
	所 在 地	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-31 山口ビル4F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>当該工事を行うためには、エリア放送に関する専門的な知識及び技術が必要となるが、エリア拡張に対する考え方、その工法等により価格も大きく変わってしまうこと、また、今後の難視対策やエリア拡張についての考え方等についても考慮する必要があること等、単に価格の優劣のみで事業者を選定することは困難である。</p> <p>このことから、公募型プロポーザルを実施したものであるが、応募事業者から提出された企画提案書及び見積書について総合的に審査した結果、上記事業者が工事を行う最優秀提案事業者に選定されたものであり、当該事業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。